

「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」の  
事前総括報告書

令和6年7月  
秦野市

## はじめに

### 1 目的

第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画から秦野市こども計画（第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画を含む）への移行に当たり、現行計画の期間中ですが、事業の評価、課題、方向性等を次期計画へ反映させるために事前総括を実施しました。

### 2 報告書の内容

本報告書は、第2期計画の各事業の実施状況及び改善点等を調査審議いただき、その内容を次期計画に反映するものです。

### 3 実施状況表

計画書掲載頁	①	計画書項目	②	担当課等	③
事業名				④	
事業内容				⑤	
第2期計画の 主な取組・経過				⑥	
事業の評価				⑦	
事業の課題				⑧	
第3期の方向性				⑨	

- ① 計画書掲載頁  
計画書の掲載頁を記載しています。
- ② 計画書項目  
計画書の項目番号を記載しています。
- ③ 担当課等  
担当課等の名称を記載しています。
- ④ 事業名  
事業の名称を記載しています。
- ⑤ 事業内容  
事業の内容を記載しています。
- ⑥ 第2期計画の主な取組・経過  
第2期計画の主な取組や経過を記載しています。
- ⑦ 事業の評価  
第2期計画を振り返っての事業の評価を記載しています。
- ⑧ 事業の課題  
事業の現状や課題等を記載しています。
- ⑨ 第3期の方向性  
⑦⑧の事業の評価及び課題を踏まえた、第3期の方向性について記載しています。

## 第4章 施策の展開

## 基本目標1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援

【総括】
基本目標1の達成に向け、妊産婦新生児訪問指導事業や養育支援訪問事業等といった妊娠・出産についての相談・支援体制の充実を図ったほか、子育て世代包括支援センターとして必要な支援の調整と情報提供を推進してきました。
また、妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、夫婦がお互いを理解し合い、協力して子育てに臨めるよう支援を実施したほか、妊婦健康診査費用等の助成により、妊婦と胎児の健康管理を図り、親子の成長への切れ目のない支援を推進してきました。
引き続き、こども家庭センターの設置による相談体制の充実や親子の成長への切れ目のない支援を実施するとともに、産後ケアの利用促進のほか、不妊治療費の助成により、妊娠を望む夫婦への支援に努めていきます。

計画書掲載頁	29	計画書項目	1-(1)-①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	妊産婦新生児（未熟児を含む）訪問指導事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子及び専門職の訪問が必要な家庭を対象とする。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問を実施する。</li> <li>・日常生活全般における保健指導及び相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施する。</li> <li>・出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のため、感染症対策を取りながら訪問を実施した。対面を希望しない家庭には、電話訪問や玄関先での短時間の訪問等を工夫して行い、事業を推進した。</li> <li>・妊娠中からの訪問や市外から里帰りしている場合も自治体間で連携して対応し、切れ目のない支援を図った。</li> <li>・未熟児や医療的ケアが必要な児については、病院から継続支援依頼をもとに、地区担当の保健師が関係機関と連携を図りながら訪問支援を行った。</li> </ul>				
事業の評価	不安の多い時期のため、できるだけタイムリーに、希望する体制（電話や短時間訪問等）で対応することで安全・安心な出産、育児に向けての支援ができた。				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生連絡票の未提出は、支援が遅れる可能性があるため、出生連絡票について十分な周知を図る必要がある。</li> <li>・コロナ禍以降も対面での訪問に難色を示す対象者がいることから、対応方法については検討しながら、確実に支援につなげる必要がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	支援が必要な妊産婦等に、速やかに訪問できる体制づくりを行う。				

計画書掲載頁	29	計画書項目	1-(1)-①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策をとりながら計画どおり事業を推進し、訪問を希望しない家庭の場合も電話で相談を受けたり、健康診査の機会に対応するなどの支援を実施した。</li> <li>また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問員に対して実施していた研修会はコロナ禍で一時中断していたが、対応のコツなどを文書で配付するなど情報提供に努めた。</li> </ul>				
事業の評価	対象家庭の全数把握ができており、必要な支援につなげている。訪問員への研修や情報交換を行う必要がある。				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問を希望しない家庭がある。</li> <li>・子育て支援サービスの多様化に対応する訪問員の負担が増える可能性がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産の届出をする機会や市ホームページ等で事業紹介を継続するとともに、出産後の訪問案内の電話連絡においても事業内容の案内を充実させる。</li> <li>・乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修会の充実を図る。</li> </ul>				

## 第4章「基本目標1」

計画書掲載頁	29	計画書項目	1-(1)-①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	養育支援訪問事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的支援又は育児家事援助を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し、指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するよう努めた。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な家庭を訪問し、家庭の状況に合わせたより適切な養育の確保ができた。</li> <li>・支援の必要性があるが、サービスの利用を希望しない家庭がある。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり事業を推進したが、支援が必要と思われる対象家庭が訪問を希望しない場合がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的支援は妊娠期からのきめ細かな対応・事業内容の説明により、支援が必要な家庭が支援を受けやすい体制を整備する。訪問による支援目標を関係機関と確認し、必要時の情報共有をしながら実施していく。</li> <li>・育児家事支援は、令和6年度から新設される子育て世帯訪問支援事業で実施していく。</li> </ul>				
計画書掲載頁	30	計画書項目	1-(1)-②	担当課等	こども家庭支援課
事業名	産後ケア事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援として、産婦及び乳児に対する保健指導、育児相談を実施する。</li> <li>・母親が休息できる環境と、母親同士が交流する場を提供する。</li> <li>・昼食の会食を通じて、産婦に対する食育を支援する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	平成31年4月から市直営での日帰り型を、令和3年7月から市内外の2か所の助産院に委託して、日帰り型、訪問型を、令和6年1月から産科医療機関に委託して、宿泊型を開始して母親の心身の回復と安定を図り、育児不安の軽減を図った。				
事業の評価	市直営の日帰り型に加えて、委託での日帰り型、訪問型、宿泊型という産後ケアの実施体制を整えた。				
事業の課題	利用回数の拡充が求められる一方で、実際の利用者は2割程度に留まっている。				
第3期の方向性	より多くの人が利用できるよう、産後ケアの内容や利用者の感想なども活かした周知を行っている。				
計画書掲載頁	31	計画書項目	1-(2)-①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	子育て世代包括支援センター業務				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターに設置している子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠届出時に、妊婦とその家族に対して面接を実施のうえ、母子健康手帳を交付する。その際、母子保健コーディネーターを中心とした専門職が対応することで、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てに向けた準備ができるよう、継続的に支援する。</li> <li>・事業参加を活用しながら、必要に応じて専門職、関係課及び機関等と連携し、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を丁寧に行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届け出時に面接を行う際に、コロナ禍のため感染症対策をとり、短時間で効率的に丁寧に対応できるように工夫し、事業を推進した。</li> <li>・支援を行う際に、電話での対応を希望しない対象者のために、届け出時にメールアドレスを確認することで、支援の継続性を図ることができた。</li> <li>・周産期カンファレンスを行い、妊娠届出時の情報を共有し、支援の方向等を話し合う場を持った。また、病院等の関係機関と連携を図った。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なニーズに配慮しながら、妊娠中から関係機関と連携し継続して支援を行うことで、安全・安心な妊娠・育児につなげることができた。</li> <li>・コロナ禍で対面が難しい時期ではあったが、工夫して全員面接につなげることができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生数が減少傾向であるが、困難事案が多様化、重症化して時間を要している。関係機関との連携を強化し、対応する必要がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	令和6年度から創設されたこども家庭センターで児童福祉機能と一体的に事業を推進していく。				

## 第4章「基本目標1」

計画書掲載頁	32	計画書項目	1- (2) -②	担当課等	こども家庭支援課
事業名	おめでた家族教室（父親母親教室）及び祖父母教室				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図る。</li> <li>・初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、夫婦がお互いを理解し合い、協力して子育てに臨めるよう支援を実施した。				
事業の評価	男性には理解しづらい、妊婦の心身の状況について学び、産後の父親の積極的な育児を促す機会となった。コロナ禍で産科医療機関実施の教室が中止となり、市の教室参加の需要が高まった。感染症対策を取りながら、希望者は全員対応するなど丁寧に対応し、不安の軽減を図った。				
事業の課題	育児休暇取得する父親が増加することを配慮し、夫婦の協力についても、育休中の父親の視点も取り入れていく。				
第3期の方向性	父親が積極的に家事や育児に取り組めるように、夫婦の協働に関する内容を強化し、妊娠中の過ごし方や出産準備、妊娠中の食事の理解、夫婦で協力して子育てするための支援を行う。				
計画書掲載頁	33	計画書項目	1- (3)	担当課等	こども家庭支援課
事業名	妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回の妊婦健康診査費用と、1回の歯科健康診査費用について助成する。</li> <li>・里帰り出産等の場合、妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回の妊婦健康診査費用と歯科健康診査費用について助成するものであり、また、里帰り出産等の場合にも妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。令和3年度から、多胎妊婦健康診査費用助成額を2回分増額した。				
事業の評価	妊娠届出や転入者に健診補助券の説明と併せて、母体と胎児の健康増進のための受診の重要性を伝えることで、適切な受診につなげることができた。また、里帰り出産等での償還払いについて個別に説明を行い、継続的な受診の必要性を伝えた。				
事業の課題	妊婦健康診査については受診が定着してきているが、歯科健康診査については妊婦の数と比較し受診者数が少ない状況であることから引き続き周知を継続する必要がある。				
第3期の方向性	妊娠届出時、妊婦の転入時、市ホームページ等で、引き続き費用助成の紹介とともに受診の必要性を伝えていく。				
計画書掲載頁	34	計画書項目	1- (4)	担当課等	こども家庭支援課
事業名	特定不妊治療費及び不育症治療費助成事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦からの申請に基づき、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。				
事業の評価	不妊症及び不育症に悩む夫婦等の経済的負担を軽減した。				
事業の課題	県の特定不妊治療費の助成が令和5年3月末で終了したことに伴い、本市も令和5年9月末をもって終了した。しかし、令和6年4月から、保険適用とならない不妊治療費（先進医療分）助成事業を新たに開始し、引き続き、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図っていく。				
第3期の方向性	令和6年4月から現行制度では保険適用とならない先進医療にかかる費用の一部助成を開始しており、一層の妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減に努める。				

## 第4章 施策の展開

## 基本目標2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

## 【総括】

基本目標2の達成に向け、子ども家庭総合支援拠点の設置による、子育てに関する相談の場の充実を図ったほか、地域子育て支援拠点事業(ぼけっと21)の増設やコミュニティ保育への支援等により、保護者の交流機会の充実を促進してきました。

また、離乳食セミナーや親子育児教室等により、育児力を高めるための支援を推進したほか、予防接種の実施、小児医療費助成の拡大、小児救急医療体制の整備等により、安全で安心して子育てできる小児医療体制を充実させてきました。

引き続き、子どもが健やかに育まれる環境づくりや若者の健全育成に関する支援を推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む市民団体への支援を通して、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を見守る社会づくりを推進していきます。

計画書掲載頁	35	計画書項目	2- (1) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	こども相談事業				
事業内容	・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児に不安や悩みをもつ保護者へのきめ細やかな相談支援に加え、児童心理相談員による子どもや保護者の気持ちに寄り添う相談支援の充実に取り組んだ。</li> <li>・体罰によらない子育てを啓発するとともにこども相談窓口のさらなる周知に努めた。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や来所による相談で、子育ての不安や悩みの傾聴を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行った。</li> <li>・体罰によらない子育て及びこども相談窓口について、チラシやホームページ等、様々な媒体を活用して周知・啓発に努めた。</li> <li>・新たに転入のあった就学前の児童を育てる家庭や、保育所等を利用しない4・5歳児のいる家庭への支援を実施した。</li> </ul>				
事業の課題	・支援を必要とする家庭がこども相談窓口等の情報を得られるよう、広報の方法にさらなる工夫が必要である。				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を用い、引き続き体罰によらない子育てについて広報啓発を進める。</li> <li>・子育て相談窓口や児童虐待相談、通告先のさらなる周知に努める。</li> <li>・子育てへの不安や悩みを抱えている家庭の支援の充実を努める。</li> </ul>				

計画書掲載頁	35	計画書項目	2- (1) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	乳幼児の健康相談				
事業内容	・子どもの成長を確認し、日頃の心配や悩みを相談しやすい体制とし、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が個々に合った支援を実施する。				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に相談ができるよう顔の見える関係を大切に実施する。</li> <li>・保健師・助産師等が年間1,300回(延べ件数)以上、家庭訪問を実施し母子の健康を支援した。</li> </ul>				
事業の評価	・妊娠期から乳幼児まで、継続支援が必要な家庭に対し、個別に対応することができた。				
事業の課題	・妊娠期から切れ目のない支援を継続し、対象者が安心して子育てできる環境をつくる。				
第3期の方向性	・乳幼児健康診査等の事業を活用しながら、家庭訪問・電話相談・所内面接等で相談に対応し、家族の個別性を配慮しながら継続的な育児支援に努める。				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	36	計画書項目	2- (1) -②	担当課等	こども家庭支援課
事業名	乳幼児健康診査				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防等育児に必要な知識の普及啓発を図り、保健、栄養等の相談に応じるほか、育児支援の場として実施する。</li> <li>・4か月児健康診査の会場入口で、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供する。</li> <li>【集団方式】4か月児健康診査、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査【個別方式】1歳児健康診査</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診の特性を活かし、妊娠期から継続的な関わりの体制により、安心して子育てに臨めるよう、育児支援の充実を図る。また、委託健診について必要時、医療機関連携に努める。</li> <li>・新型コロナウイルス拡大防止に配慮した体制に努める。</li> <li>・7か月児健康診査（集団）と1歳児健康診査（個別）を統合し、8～10か月児健康診査（個別）とし、健康診査の体制を変更した。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認のほか、子どもに合った健康の保持増進及び食育やことばの発達を促し、安心して子育てできるように支援に努めた。</li> <li>・7か月児健康診査（集団）が終了となったため、離乳食セミナー～ステップアップ編～を開始し、離乳食後期へ向けた指導の機会を確保した。</li> <li>・新型コロナウイルス拡大防止に努めながら、安全に乳幼児健康診査を実施することができた。</li> <li>・集団健診で、91%以上の受診率を図ることができた。（個別健診は移行期間のため、計上せず。）</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託健診（8～10か月児健康診査）における医療機関との連携</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨通知や電話連絡、訪問等により、受診率の更なる向上を図る。</li> <li>・集団健診の特性を活かし、妊娠期から継続的な関わりの体制により、安心して子育てに臨めるよう、育児支援の充実を図る。</li> <li>・委託健診（8～10か月児健康診査）において、医療機関と連携しながら、継続支援・相談体制の構築に努める。</li> </ul>				

計画書掲載頁	37	計画書項目	2- (1) -③	担当課等	こども家庭支援課
事業名	乳幼児経過検診（ニコニコきつず相談）				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の発育・発達に関する不安等の相談や、乳幼児健康診査で経過観察を必要とする子に対して、検診を実施することで安心して子育てに臨めるよう、育児支援の充実を図る。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な時期に発育・発達の評価を行い支援につなげたほか、個別相談の実施により、育児不安の解消を図ることができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8～10か月健診後のフォローの場としても活用してもらうために、医療機関との連携をより図っていく。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、乳幼児の発育・発達に関する不安等の相談や健診後のフォローの場として、育児支援の充実を図っていく。</li> </ul>				

計画書掲載頁	37	計画書項目	2- (1) -④	担当課等	こども家庭支援課
事業名	地域における育児相談事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師や管理栄養士等が子育てサロンに出向いて、参加している保護者からの子育てについての心配や悩みに対応し、助言や情報提供を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス拡大防止に努め、身近な地域で開催している子育てサロン等に出向き、保護者の育児不安の解消を図ることができた。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児の発育発達や育児について、不安を抱える保護者の相談に対応して、育児不安の解消を図ることができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な時期に発育・発達や相談ができるよう育児支援に努める必要がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用し、適切な時期に発育・発達や相談ができるよう育児支援に努める。</li> </ul>				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	38	計画書項目	2- (1) -⑤	担当課等	こども政策課
事業名	地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）				
事業内容	・就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	・令和3年度から出張型のひろばを2か所開設し、計10か所で子育て支援センターを運営した。				
事業の評価	・新たに未開設の地域で開設することで、第2期計画の確保量を達成し、より多くの親子に身近な地域で支援することができた。 ・コロナ禍の状況においても感染対策に留意したうえで開室することで、交流、相談等ができる場を提供するとともに、子育てアドバイザーによるきめ細やかな育児相談を行い、子育て家庭の孤立防止につなげた。				
事業の課題	・開設場所ごとに規模、開室日数が異なる。 ・相談機能の強化、多世代交流による地域ぐるみの子育て支援等、子育てニーズが多様化している。				
第3期の方向性	身近な地域で気軽に利用・相談できる場として各地域で子育て支援センターを開設することを基礎とし、利用者をはじめ、子育て世代のニーズを把握したうえで、開設場所及び運営方法の最適化を図る。				

計画書掲載頁	38	計画書項目	2- (1) -⑤	担当課等	こども政策課
事業名	コミュニティ保育事業				
事業内容	・就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けながら、児童館や公園等で活動しているコミュニティ保育グループが、継続して安定した運営ができるよう支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	令和3年度から活動の質と活動意欲の向上を図るため、リーダー研修会を開催した。 令和4年度から活動周知のため、各グループが活動内容を紹介するパネルを作成し、展示会を開催した。				
事業の評価	・身近な地域とつながりを持つことで、親子の交流の場となり、子育て不安の軽減、親子の孤立の解消が図られた。 ・保護者や子ども同士との関りの中で、親子が共に成長できる場となった。 ・保育教諭を講師としたリーダー研修会を開催し、保育活動を運営する要点、未就園児向けの活動事例を学び、各グループの活動に反映されたことで、活動の質の向上につながった。				
事業の課題	・少子化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、グループ数及び会員数が減少傾向にある。				
第3期の方向性	・グループ活動に対する支援の見直しを検討しながら、研修会の開催や周知活動への協力をを行い、引き続き継続して安定した活動が行われるよう支援する。 ・コミュニティ保育が活発化し、地域に広がるよう地域コミュニティの推進を図る。				

計画書掲載頁	39	計画書項目	2- (2) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	目指せイクメン講座				
事業内容	・乳児期に必要な知識の普及啓発や情報提供を行い、親子のふれあいの大切さについて体験を通して学び、特に父親の意識の向上を促すことを目的とし、土曜日に開催する。 ・おめでた家族教室（土曜日開催のみ）の参加者同士の交流時間を設ける。				
第2期計画の主な取組・経過	母親だけでなく父親も育児に参加できるようにと、特に父親の参加を想定した講座であったが、最近父親が育児に協力的であり、夫婦で育児をしているという機運が醸成されてきたことから、令和5年度から講座の名称及び内容を見直し、日常生活におけるスキンケアの必要性や食物アレルギーの対応を学び、育児力の向上を図る「アレルギー講座」を実施した。				
事業の評価	こどもの発達に合わせた知識や情報、育児の大変感を父親も学ぶ機会となったほか、母親・父親それぞれの大変感や思いを共有することができた。				
事業の課題	親子の触れ合いの大切さや夫婦・家族で育児に取り組むことの大切さを学び、父親の役割を理解して、育児に取り組む意欲を持つことができるようにする。				
第3期の方向性	専門医による、基本的な知識や、食物アレルギーの発症予防の方法、スキンケアの方法等を取り入れることで、夫婦の育児力が高められる支援につなげていく。				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	39	計画書項目	2-(2)-②	担当課等	こども家庭支援課
事業名	離乳食セミナー				
事業内容	・子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促すため、食事の大切さを伝え、食育を支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・離乳食初期を対象とした「スタート編」と併せて、令和5年度から離乳食中期を対象とした「ステップアップ編」を開設し、児とその家族を対象に、離乳期の食について支援した。				
事業の評価	・離乳食初期、離乳食中期それぞれの適切な時期に適切な情報提供を行い、切れ目のない支援を行うことができた。				
事業の課題	・乳幼児健診や各セミナー等で講座の周知を行い、参加者を募っていく。				
第3期の方向性	・個々の発達に合わせた離乳食のあり方についての理解や認識を深め、食生活の支援に努める。 ・スタート編では、主に離乳食の進め方や作り方の情報提供を行い、ステップアップ編では2回食から3回食への進め方や歯の磨き方等について情報を提供することで適切な時期に児の離乳期の食への支援を行っていく。				

計画書掲載頁	40	計画書項目	2-(2)-③	担当課等	こども家庭支援課
事業名	幼児食と歯のセミナー				
事業内容	・食を通じてむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育を支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・感染症拡大防止の対策のため試食の提供を中止したことで味や柔らかさ等を体感してもらうことができなかったが、食生活だけでなく歯磨きの方法や現在の歯の確認等、個別の相談にも対応することで、不安や疑問の解消につながった。令和5年度より食生活改善推進団体に調理業務を委託することで試食を再開した。				
事業の評価	・新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い感染症対策が緩和されたため、試食の再開をする等、より具体的に参加者に情報提供を行うことができた。				
事業の課題	・食事や育児への不安やストレスを軽減し、家庭で楽しく食育ができるように支援をしていく必要がある。 ・乳幼児健診や各セミナー等で講座の周知を行い、参加者を募っていく。				
第3期の方向性	・他の子育て家族や専門職と一緒に子どもの発達に合わせた遊びやかかわりを体験しながら、適宜相談ができるよう、親子の個性に合わせた支援事業を行う。				

計画書掲載頁	40	計画書項目	2-(2)-④	担当課等	こども家庭支援課
事業名	親子育児教室				
事業内容	・集団の特性を生かし子どもの発達に合わせた遊びやかかわり、相談を通じて親子支援を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	ポップ教室（年24回）、すくすく教室（年12回）の実施とおし、子どもの発達に合わせた遊びやかかわりの体験しながら、相談を実施し親子の個性に合わせた支援事業を展開している。				
事業の評価	新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い感染症対策が緩和されたため、これまで以上に親子の養育上の支援を重点に、相談や支援を行うことができた。				
事業の課題	児の発達を評価できる心理士の確保が困難になっている。				
第3期の方向性	集団の特性を生かして、子どもの発達に合わせた事業内容や相談を実施し、親子支援を行っていく。				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	41	計画書項目	2- (2) -⑤	担当課等	図書館
事業名	ブックスタート事業				
事業内容	・ 4 か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ 7 か月児から4 か月児に対象が変更になったが、変わらず絵本を通じた赤ちゃんとの大切な時間を保護者に提案することができた。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、読み聞かせを中止していた時期があったが、再開し、読み聞かせを体験してもらっている。				
事業の評価	・ おおよそ計画通り実施することができ、十分な効果があったと考えられる。				
事業の課題	・ 対象が7 か月児から4 か月児に変更 ・ 検診の最後にブックスタートを実施しているため、読み聞かせを体験してもらうことが難しく課題になっている。				
第3期の方向性	ボランティア団体や協賛団体の協力を得て、地域のみんで子育てを応援しているというメッセージを伝えるとともに、乳幼児向けのおはなし会、絵本リストの配布等による絵本を介した親子の楽しいひとときの充実に継続して取り組み、親子で使いやすい図書館の運営に努める。				

計画書掲載頁	42	計画書項目	2- (3) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	認定こども園、幼稚園、保育所等における楽しい食育事業				
事業内容	・ 食育キャラクターを活用し、就学前の子どもを対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、就学までの子どもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。 ・ 併せて、保護者へ「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、子育てを支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ 実践意欲を高める食育を進められるよう、感染防止対策をとりながら、状況に合わせて普及啓発を行った。				
事業の評価	・ 「早寝、早起き、朝ごはん」をはじめとする食習慣について広く情報提供を実施することができた。				
事業の課題	・ 認定こども園、幼稚園及び保育所等において、対象を拡大しながらより多くの子どもへ食育を実施している。子どもや保護者の意識を高め、実践意欲を育むよう継続して支援していくことが必要である。				
第3期の方向性	・ 引き続き各園と連携し、食育キャラクターを活用して子どもや保護者が楽しみながら望ましい生活習慣づくりができるよう支援を行う。 ・ 市内幼稚園、保育園、こども園の他、市内の全公立小学校にも周知の対象範囲を拡大し、食育の普及活動を更に広く行う。				

計画書掲載頁	42	計画書項目	2- (3) -②	担当課等	こども家庭支援課
事業名	はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）推進事業				
事業内容	・ プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。				
第2期計画の主な取組・経過	・ 令和3年度から開始した第3回はだの生涯元気プランについて庁内会議及び食育推進委員会を開催し、プランに基づく食育事業を推進し、普及啓発に努めた。				
事業の評価	・ プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図ることができた。				
事業の課題	・ 庁内会議及び外部委員で組織する食育推進委員会を開催してプランの進行管理を行い、食育の実践に結びつくよう、市民一人ひとりの食への関心や理解をさらに深めていく必要がある。				
第3期の方向性	・ 市民一人ひとりが主体となって食育に取り組んでいけるよう、関係課等と連携しながら推進体制の維持向上を図る。				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	43	計画書項目	2- (4) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	予防接種事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、接種勧奨を行う。</li> <li>・ 感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<p>予防接種法に基づく予防接種を実施し疾病予防につなげるとともに、国の緊急事業である成人男性の第5期風しん抗体検査を実施する。また、令和2年度から小児に対して、令和3年度からは妊婦に対してインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施し、新型コロナウイルスとの同時流行予防に努めた。</p>				
事業の評価	<p>予防接種法に基づき、乳幼児や小中学生に各種予防接種を実施し、また、国の緊急事業である成人男性の第5期風しんの抗体検査及び予防接種の案内等に努めた。</p>				
事業の課題	<p>小児定期予防接種の接種率は積極的な勧奨も行っており、高い水準を保っているが、成人男性の第5期風しん抗体検査においては実施件数が伸びていない。</p>				
第3期の方向性	<p>接種率向上のため、引き続き接種勧奨を行う。</p>				

計画書掲載頁	43	計画書項目	2- (4) -②	担当課等	こども政策課
事業名	小児医療費助成事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳児から中学3年生までを助成対象としているが、令和5年10月から小学生以上に設けている所得制限を撤廃し、令和6年10月からは対象年齢を18歳年度末年齢まで拡大するなど、制度を拡充した。</li> </ul>				
事業の評価	<p>子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、こどもの健康の維持及び健全な育成に役立てることができた。</p>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の自治体で実施されているが、自治体独自の制度として実施しており、都市間競争につながってしまっているため、国が全国一律の制度として実施することが望ましい。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、こどもの医療費助成を継続することで、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、こどもの健康の維持及び健全な育成を支援する。</li> </ul>				

計画書掲載頁	44	計画書項目	2- (4) -③	担当課等	健康づくり課
事業名	小児救急医療体制整備事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施する。</li> <li>・ 入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施できた。</li> <li>・ 入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施できた。</li> </ul>				
事業の評価	<p>計画どおり事業を推進し、十分な効果・成果があった。</p>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施する。</li> <li>・ 入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施していく。</li> <li>・ 入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施していく。</li> </ul>				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	45	計画書項目	2- (5) -①	担当課等	こども育成課
事業名	児童館事業				
事業内容	・各館で地域に残る伝統行事等の特色を生かした事業を企画し、自治会、長寿会、子ども会及び青少年指導員等の協力を得て、農業体験、クリスマス会、七夕飾り作り、月見団子作り、卓球大会、児童館まつりなどの事業を実施する。				
第2期計画の主な取組・経過	・児童と地域住民との交流の場として、市内16か所の児童館（室）において、事業を実施した。				
事業の評価	・安全安心を確保しながら事業を推進できた。				
事業の課題	・地域により子どもたちが集まらない。				
第3期の方向性	・新しい生活様式の中での事業を工夫するとともに、少子化に伴う自主事業の実施方法を検討する。				

計画書掲載頁	45	計画書項目	2- (5) -①	担当課等	こども政策課
事業名	子どもの未来応援事業				
事業内容	全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響等による社会情勢及び事業開始からの実施効果を検証したうえで、令和4年度に補助金の交付要綱を改正し、補助対象事業及び要件を見直した。</li> <li>・「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援した。</li> <li>・子ども食堂を運営する団体は、新型コロナウイルス感染症の流行による活動休止を経て、令和4年度に活動を再開した。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生や大学生もボランティアに加わるなど、多世代交流の場ともなっている。</li> <li>・居場所づくりの活動を通じて、市民団体が支援の必要な家庭との関わりを持つことで、子どもやその家庭が抱える問題や状況を把握し、学校や行政と連携をとることができた。</li> </ul>				
事業の課題	・「子どもの居場所」を運営する団体を支援するため、市内で活動する団体の把握に努める。				
第3期の方向性	・「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、安定した運営ができるよう引き続き支援を行う。				

計画書掲載頁	46	計画書項目	2- (5) -②	担当課等	こども育成課
事業名	青少年非行防止				
事業内容	・非行防止のための啓発パンフレットの作成・配布及び声かけ運動の実施、青少年に有害な社会環境の実態調査や巡回街頭指導を行い、環境浄化に向けた取組を推進する。				
第2期計画の主な取組・経過	・専門街頭指導員と青少年相談員とが連携し、青少年の問題行動に対し巡回指導を行った。				
事業の評価	・計画どおり事業を推進した。				
事業の課題	・SNSの普及により、野外でのたむろ等が減る一方、闇バイトへの応募による犯罪加担などが懸念される。				
第3期の方向性	・学校や警察など関係機関との連携と情報共有に務めるとともに、SNSへの注意喚起を呼びかける。				

## 第4章「基本目標2」

計画書掲載頁	46	計画書項目	2- (5) -②	担当課等	こども育成課
事業名	地域・団体活動の推進				
事業内容	・地域における子どもたちの活動をより活発にし、子どもたちにとって魅力ある地域づくりの推進を図るため、青少年育成団体に対する支援体制の一層の充実に努める。				
第2期計画の主な取組・経過	各種事業に対する資金的支援及び人的支援を行う。				
事業の評価	加入者数の減少を止めるための具体的な支援に結び付いていない。				
事業の課題	少子化による加入者数の伸び悩みや、指導者の高齢化が課題である。				
第3期の方向性	今後も活動が続けられるよう引き続き支援していく。				

計画書掲載頁	47	計画書項目	2- (5) -③	担当課等	生涯学習課
事業名	かみ放課後子ども教室				
事業内容	・放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保を図り、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続する。				
第2期計画の主な取組・経過	・令和2年度から令和5年度の4年間で、延べ69回の開催と、1,572人の参加があった。				
事業の評価	・ボランティア指導者による円滑な事業実施により、上小学校の多くの児童の参加を得られ、子どもたちの放課後の居場所づくりにつながった。 ・コロナ禍の状況においても感染対策を徹底することで、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点の確保ができた。				
事業の課題	・ボランティアの担い手の不足や育成が課題である。				
第3期の方向性	・引き続き、継続してボランティアや関係団体等らと連携し、子ども達と共に交流活動を行うことで、子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組む。				

計画書掲載頁	47	計画書項目	2- (5) -④	担当課等	行政経営課
事業名	はだのっ子応援券交付事業				
事業内容	・子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。				
第2期計画の主な取組・経過	・市ウェブサイトや各施設への案内チラシの配架により、制度周知を図った。				
事業の評価	・登録件数や減額実績が増加傾向にあることから、子育て支援に資する活動を行う団体に対する支援として、一定の成果があった。また、運用の一部を見直し、より利用しやすい環境整備に努めた。				
事業の課題	・電子申請の活用が十分に図られていない。				
第3期の方向性	・登録又は交付手続における利用者負担の軽減と電子申請の促進				

## 第4章 施策の展開

## 基本目標3 思春期の保健対策の充実

## 【総括】

基本目標3の達成に向け、学校及び地域による喫煙防止教育や薬物乱用防止教室等を推進してきました。また、学校教育にかかわる悩み等に対して相談体制を強化するため、訪問型個別支援教室に電話等の相談窓口を設置し、必要に応じて、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図りながら相談支援を実施してきました。

命の尊さを学ぶ場の充実については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、効果的な実施ができなかったため、事業内容の見直しを図ります。

引き続き、これまでの学校教育にかかわる悩みの相談体制の充実を図るほか、いじめや不登校、ヤングケアラー、犯罪等の複雑な課題から子ども・若者を守る取組を推進します。

計画書掲載頁	48	計画書項目	3- (1)	担当課等	こども家庭支援課
事業名	赤ちゃんふれあい体験				
事業内容	・命の尊さを学び、親と子の関係を考え、自分自身を見つめ直す機会とするため、中学生が赤ちゃんふれあう体験を実施する。				
第2期計画の主な取組・経過	・新型コロナウイルス拡大防止のため休止				
事業の評価	・新型コロナウイルス拡大防止のため休止				
事業の課題	・感染症対策の観点から事業の検討・見直しが必要である。				
第3期の方向性	・感染症対策の観点から事業の検討・見直しをする。				

計画書掲載頁	49	計画書項目	3- (2) -①	担当課等	健康づくり課
事業名	喫煙防止教育				
事業内容	・依頼のあった市内の各小中学校の児童・生徒、PTA活動等の保護者を対象にタバコの危険性を伝える。				
第2期計画の主な取組・経過	・依頼のあった市内の各小中学校の児童・生徒、PTA活動等の保護者を対象にタバコの危険性を伝える。				
事業の評価	・計画どおり事業を推進し、十分な効果・成果があった。(実施内容について、より現代に合うよう見直し、児童・生徒の喫煙に対する意識の変化はみられた)				
事業の課題	・市内の各小中学校に広く周知し、より多くの学校で時代に合わせた健康教育を実施する必要がある。				
第3期の方向性	・市内の各小中学校の児童・生徒だけでなく、保護者も含め、より多くの学校で、時代に合わせた喫煙防止教育を推進する。				

計画書掲載頁	49	計画書項目	3- (2) -②	担当課等	教育指導課
事業名	薬物乱用防止教室				
事業内容	・市内の各小中学校において、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童・生徒に啓発を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	・市内の各小中学校では、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催しており、児童・生徒へ「喫煙・飲酒・薬物乱用」における健康被害や、その防止教育の啓発を行っている。				
事業の評価	・薬物乱用防止教室の実施は小中学校22校全てで実施することを目指している。また、小中学校では、道徳や保健指導の時間等を活用し、「酒、たばこ・薬物」から子どもたちを守る取組を発達段階に応じて行っている。				
事業の課題	・地域の実情や学校行事等により、小中学校22校全てでの実施が達成していないが、道徳や保健教育での取組は全校で推進されている。				
第3期の方向性	・ICT機器を活用した薬物乱用防止教室の実施を含め、薬物乱用防止教室を推進する。また、悩みや不安から逃れる手段として薬物乱用につながるケースを防ぐため、子どもたちのSOSに気づき、自己肯定感を育む教育活動の充実を図る。				

計画書掲載頁	50	計画書項目	3- (3)	担当課等	教育指導課/教育研究所
事業名	訪問型個別支援事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動を一緒に行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。</li> <li>・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、学校、関係機関との連携を深め、スクールソーシャルワーカーなど教育・福祉の専門的な知識や経験を持つ人材を配置し、子どもや家庭の特性や実態を丁寧に把握しながら、「つばさ」の特徴である個別支援をとおして、不登校児童・生徒の生きる力の育成に努めた。</li> <li>・大根幼稚園跡地である「はだのE-Lab」に本事業のサテライト運用を行っている。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や不登校傾向にある児童生徒を訪問型個別支援教室「つばさ」につなげ、特性に応じた個別の支援を行うことができた。</li> <li>・令和4年度までは拠点が上地区だけだったため、児童・生徒が西地区、渋沢地区方面に多く、偏りが見られてきた。しかし、令和5年度より大根幼稚園跡地である、はだのE-Labにおいてサテライト運用を行ったことにより、大根地区、鶴巻地区の児童・生徒の支援につながった。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の児童・生徒に対しては個別の支援を行うことができたが、定員を超える希望があり、より多くの児童生徒の支援につなげる必要がある。</li> <li>・拠点が上地区となっていることから、支援を行っている児童・生徒が西地区、渋沢地区方面に偏りが見られる。</li> <li>・大根幼稚園跡地である「はだのE-Lab」でのサテライト運用を強化していく。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保護者、学校、関係機関との連携をさらに深めるとともに、スクールソーシャルワーカーなど教育・福祉の専門的な知識や経験を持つ人材を配置し、子どもや家庭の特性や実態を丁寧に把握しながら、「つばさ」の特徴である個別支援をとおして、不登校児童・生徒の生きる力の育成に努める。</li> <li>・デジタルフリースクールとして、「はだのつばさeスクール」を開設し、オンラインによる不登校支援を展開する。学校のほか支援機関につながることも難しい児童・生徒と親和性の高いアプリケーションやプログラミング教材を活用する中で、対面支援につなげていく。</li> </ul>				

第4章「基本目標3」

計画書掲載頁	50	計画書項目	3- (3)	担当課等	教育指導課/教育研究所
事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全ての小・中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣して、児童生徒及び保護者に対して家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築を図った。</li> <li>・県と連携し市内の各中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣することで、学校における心理や福祉の専門家として活用された。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣依頼がある学校に週1回程度の派遣をしているが、各学校からの相談予約が多く、年々、小中学校ともに相談ニーズは高まっている。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの学校でスクールソーシャルワーカーの活用がされているが、派遣回数等の要望が高く、ケースの中には丁寧な調査から関係機関につなげられたものの、継続的な支援までができないケースがあった。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーへの相談方法をオンラインにすることで、小・中学校ともに高まっている相談ニーズに応えるように図るとともに、派遣回数等の拡充を県とも協議・要望していく。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの必要性を各校に周知していくために、ケースの解決（終結）までの事例を目指すことから、年間を通じて派遣校を決めた事業展開を行う。</li> </ul>				

計画書掲載頁	50	計画書項目	3- (3)	担当課等	教育指導課
事業名	スクールカウンセラー等配置活用事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1~2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区にスクールカウンセラーを週1~2回派遣し、心理の専門家としての学校の教育相談体制の充実を図っている。また、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を継続的に行う。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区に週1回程度の配置がされているが、各学校区ともに児童・生徒、保護者、教職員等から多くの相談予約が入っており、今後はさらに小中学校ともに相談ニーズが高まっている。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの学校でスクールカウンセラーの活用がされているが、相談回数等の要望が高く、ケースの中には丁寧な調査から関係機関につなげられたものの、継続的な支援までができないケースがあった。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携して中学校区への配置を継続していくとともに、小・中学校ともに相談ニーズが高まっていることから、派遣回数等の拡充を県とも協議・要望していく。</li> </ul>				

## 第4章 施策の展開

## 基本目標4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり

【総括】  
 基本目標4の達成に向けた、保育コンシェルジュの配置や保育施設整備の支援、保育士の就労支援等により、令和4年以降3年連続の待機児童ゼロを達成しました。  
 また、乳幼児健康診査からの円滑な早期療育推進事業の実施により、障害の有無に関わらず、インクルージョンに全ての子どもがともに学び、ともに育つ場として、関係機関と連携を図りながら統合保育・教育を実施してきました。  
 引き続き、インクルージョンを推進するほか、子育てと仕事の両立支援、ひとり親家庭の自立支援等により、全ての家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

計画書掲載頁	51	計画書項目	4- (1)	担当課等	保育こども園課
事業名	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。</li> <li>・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	・保育コンシェルジュ1人を配置した。				
事業の評価	・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うことができた。				
事業の課題	・保護者のニーズを的確に把握し、細やかな相談の実施を継続していく。				
第3期の方向性	・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。				

計画書掲載頁	51	計画書項目	4- (1)	担当課等	保育こども園課
事業名	施設整備の支援（認可保育所等の新・増設）				
事業内容	・保育施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・令和4年4月に定員60人の民間保育所が開所し、同年以降3年連続で待機児童ゼロ人を達成している。				
事業の評価	・子どもを安心して育てることができる体制を維持するため、民間保育所等が行う必要な施設整備に対して支援することができた。				
事業の課題	・就学前児童数が減少する中、保育需要を的確に把握することが困難である。				
第3期の方向性	・保育需要の変化を捉え、多様化する保育需要に対応できるよう施設整備について支援を行っていく。				

計画書掲載頁	51	計画書項目	4- (1)	担当課等	保育こども園課
事業名	保育士の就労支援				
事業内容	・市内の民間保育所等における保育の実施に必要な保育士を確保するため、保育士の就労を支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに本市内の民間の保育所等に常勤職員として就職し、3年以上継続して勤務することが見込まれる者に秦野市保育士等就労促進給付金を給付した。</li> <li>・保育士資格はあるが今は保育施設で働いていない方等が保育の現場を体験することで、保育士として働くことへの不安を解消する保育士有資格者職場体験を実施した。</li> </ul>				
事業の評価	・秦野市保育士等就労促進給付金を給付し、保育士の就労意欲の向上と民間保育所等における保育士不足による定員割れを防止した。				
事業の課題	・保育士有資格者職場体験については、コロナ禍において実施日数を減らさざるを得ない状況であったため、効果的な実施方法を検討する必要がある。				
第3期の方向性	・引き続き取組を進める中で、より効果的な方法を検討していく。				

第4章「基本目標4」

計画書掲載頁	52	計画書項目	4- (2) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	こども相談事業（子ども家庭総合支援拠点業務）				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。</li> <li>・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと保護者の気持ちに寄り添ったこども相談の充実に加え、当課で把握した児童虐待が心配される要保護児童について、確実に状況確認を実施した。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関との連携を強化し、要保護児童等への適切な支援を行うとともに児童虐待の発生予防に努めた。</li> <li>・令和6年度からのこども家庭センター設置に向け、準備に取り組んだ。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当課で把握した児童虐待が心配される全ての要保護児童について、関係機関との連携により迅速に状況確認を実施できた。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との情報共有を図る体制を強化することで、要保護児童等への支援に活かした。</li> <li>・個別ケース検討会議の開催等を通じて、関係機関との対面による情報共有を図り、効果的な支援方針の検討ができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な課題のある児童虐待ケースへ対応するため、さらなる専門性の向上が必要である。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に設置したこども家庭センターの運営により、こども相談の充実と要保護児童の確実な把握を進める。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等の支援の充実を努める。</li> </ul>				

計画書掲載頁	52	計画書項目	4- (2) -①	担当課等	こども家庭支援課
事業名	親支援講座事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の発生を未然に防ぐため、親と子が良好な関係を築き、子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ講座「楽しい子育て講座」や子育て支援に関する活動に携わっている人を対象とした「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「楽しい子育て講座」を市主催と園・小中学校での出張講座を開催した。</li> <li>・「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を開催した。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の良好なコミュニケーションを図り、子どもと良い関係を築いていくための子育てのコツを学ぶ講座の開催ができた。参加者は、実践を交えての内容も取り入れることで、日々の生活により活かせる効果が得られた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのストレスを軽減し、子育てが楽しくなるような講座の内容を検討していく必要がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度から児童福祉法に新設された親子関係形成事業の開催に向けて取り組んでいく。</li> </ul>				

計画書掲載頁	53	計画書項目	4- (2) -②	担当課等	こども政策課
事業名	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	ひとり親家庭の自立を支援するため、就労のために主体的な能力開発の取組をするひとり親家庭の親に給付金等を支給した。				
事業の評価	雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座について、上限額を80万円から160万円に拡充した。				
事業の課題	安定的な就労につながるよう、自立促進のため支援を行う必要がある。				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、様々な機会を利用して事業の周知を図り、利用者の拡大に努める。</li> <li>・国においてひとり親家庭の自立支援が推進される中、引き続き、本市でも支援する。</li> </ul>				

第4章「基本目標4」

計画書掲載頁	53	計画書項目	4- (2) -②	担当課等	こども政策課
事業名	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができよう支援する。</li> <li>・養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	ひとり親家庭の自立を支援するため、就労のために主体的な能力開発の取組をするひとり親家庭の親に給付金等を支給した。				
事業の評価	給付対象となる要件について、修業期間の緩和（1年以上から6か月以上）、対象資格の拡充（国家資格だけでなく民間資格も対象）、支給額が4万円増額となる修行の最終1年間の期間要件緩和（12か月未満のものも対象）を行うなど制度を拡充した。				
事業の課題	安定的な就労につながるよう、自立促進のため支援を行う必要がある。				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、様々な機会を利用して事業の周知を図り、利用者の拡大に努める。</li> <li>・国においてひとり親家庭の自立支援が推進される中、引き続き、本市でも支援する。</li> </ul>				

計画書掲載頁	54	計画書項目	4- (2) -③	担当課等	障害福祉課
事業名	障害児デイサービス事業（たんぼぼ教室）				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に課題があり、療育の必要がある就学前の児童に対し、心身の発達を促し、機能回復を図るため、個々の状況に合わせた訓練指導を行うとともに、保護者への指導・助言を合わせて行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	心身の発達の遅れや障害の疑いがある就学前のこどもの早期療育の場として、公設民営の形態で児童発達支援事業の県の指定を受け、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を通してこどもの理解とよりよい発達を促すとともに保護者への指導・助言を併せて行った。				
事業の評価	計画どおり事業を実施し、通園されている児童の発達の促し及び保護者の指導・助言に図れた。				
事業の課題	なし				
第3期の方向性	引き続き公設民営の形態で児童発達支援事業所の県の指定を受け、たんぼぼ教室を開所していく。				

計画書掲載頁	54	計画書項目	4- (2) -③	担当課等	障害福祉課
事業名	ことばの相談室				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもを対象に、精神発達上の課題について、相談・指導・訓練を行う。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士、言語聴覚士の専門職を配置し、言葉や精神発達上の相談及び訓練を行った。</li> <li>・課題であった発達検査までの待機期間の長期化を解消するため、臨床心理士を新たに1名追加するなど調整を行った。</li> </ul>				
事業の評価	令和2年度及び令和3年度に発達検査の待機時間が最長半年となってしまったが、令和4年度及び令和5年度は、待機期間を1か月程度に短縮することができ、早期の療育支援につなげることができた。				
事業の課題	発達の遅れや障害の疑いがあるが年々増加しているため、ことばの相談室の利用者の増加が見込まれる。また、地域の相談支援や福祉サービス事業所との連携が課題となっている。				
第3期の方向性	ニーズとして、今後も必要性があるため、引き続き臨床心理士、言語聴覚士の専門職を配置し言葉や精神発達上の相談及び訓練を行う。				

第4章「基本目標4」

計画書掲載頁	54	計画書項目	4- (2) -③	担当課等	障害福祉課
事業名	障害児早期療育推進事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもを対象に、障害の早期発見及び早期療育の推進のため、関係機関等が早期に連携を保ち、総合的に処遇を図る。</li> <li>・療育相談員が、発達に心配のある子どもの生活上の相談を受け、保護者の不安の解消を図る。また、必要に応じて関係機関等連携をして支援を行う。</li> <li>・早期療育事業推進会議を運営する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	療育相談員を4名配置し、発達の遅れのある子どもが早期から適切な療育を受けることができるよう、関係機関と連携しながら早期療育システムの推進を図った。				
事業の評価	計画どおり事業を推進し、個々の状況に応じた関係機関・施設等と連携を図りながら、障害の早期発見・早期療育の充実を図れた。また、統合教育・保育の適否に関する早期療育事業推進会議を開催し、必要性の見直しを図った。				
事業の課題	早期療育推進事業の一環となる福祉サービス利用時の相談支援体制が不十分であった。				
第3期の方向性	引き続き療育相談員を配置するとともに発達の遅れのある子どもが早期から適切な療育を受けることができるよう、関係機関と連携しながら早期療育システムの推進を図る。				

計画書掲載頁	55	計画書項目	4- (2) -④	担当課等	障害福祉課・保育子ども園課 教育総務課・教育指導課
事業名	統合保育・教育				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活の中で、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、統合保育・教育を実施する。</li> <li>・早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、認定子ども園及び保育所等において統合保育・教育を実施した。</li> <li>・統合保育・教育の実施に当たり、園児の状況を踏まえ、加配対応教諭の配置や保護者の相談に応じるなどの支援を行った。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課、幼稚園、認定子ども園及び保育所等との連携と情報交換を行い、統合保育・教育を推進した。</li> <li>・園児の観察や教諭等・保護者との面談を設定し、個別の支援が必要な子どもへの支援を行った。</li> <li>・計画どおり事業を推進することができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制を整えるために、臨床心理士からの助言やケース会議の活用をしながら、教諭等の資質向上に努める。</li> <li>・集団生活の中で個別の支援が必要な子どもが年々増加しているため、各園における支援体制を整える必要がある。</li> <li>・保護者のニーズに合わせた相談に対応するなど、幼児の心身の発達等自立していくための基礎となる力を発揮するうえで、保護者との連携が重要となる。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の状況を把握しながら、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、適切な支援ができるように取り組む。</li> <li>・引き続き、各園の状況を把握しながら、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、適切な支援ができるよう取り組んでいく。</li> <li>・幼児の育ちが、小学校生活に引き継がれるような配慮を関係機関と連携していく。</li> </ul>				

第4章「基本目標4」

計画書掲載頁	55	計画書項目	4- (2) -④	担当課等	障害福祉課・教育指導課
事業名	巡回相談事業				
事業内容	・ 個別の支援を必要とする就学前の子どもの保育にかかわる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、臨床心理士等に依頼し、助言を受ける。				
第2期計画の主な取組・経過	・ 臨床心理士等を対象園に派遣し、観察保育を通して具体的な対応について指導助言を行い保育士の知識とスキルの向上を図った。 ・ 巡回相談を実施していく中で、個別の支援を必要とする就学前の子どもの保育にかかわる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、専門職員に助言を受ける。				
事業の評価	・ 計画どおり事業を推進し、保育士の知識とスキルの向上を図ることができた。 ・ 保護者の理解を得て、必要に応じ、臨床心理士・療育相談員が園に出向き、観察保育を実施した。 ・ 巡回相談に公認心理師等を派遣し、対象ケースの経過観察に努めた。 ・ 実施日に保育参観と協議の場を設けることで、指導方法の改善や充実につながった。				
事業の課題	・ 巡回相談の対象園が、年々増加していること及び保育士の専門的な知識とスキルの向上、保育士の人材確保が難しい。 ・ 巡回相談の回数等の要望が高く、ケースの中には丁寧な調査から関係機関につなげられたものの、継続的な支援までができないケースがあった。				
第3期の方向性	・ 引き続き、巡回相談を行い、保育士の専門的な知識とスキルの向上を図る。 ・ 早期療育推進事業における早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。 ・ 保育に係る職員の指導方法の改善や充実を図るために、巡回相談事業は重要な位置を占めている。支援を必要とする幼児が増加している中、個別支援や園運営での課題もあり、関係諸機関との連携を推進し、支援体制を作っていく。				

計画書掲載頁	56	計画書項目	4- (3) -①	担当課等	産業振興課
事業名	労働者福祉対策事業				
事業内容	・ 労働者及び事業者並びに一般市民を対象に、労働講座を開催し、労働問題に関する知識の習得や理解を深めるとともに、相互信頼を基礎とする労使関係の確立を図る（県かながわ労働センター、秦野商工会議所と共催）。				
第2期計画の主な取組・経過	県かながわ労働センター、秦野商工会議所との共催により、労働講座を開催 令和2年は新型コロナウイルス感染拡大により1回に縮小されたが、令和3年以降は年2回開催している。				
事業の評価	様々な労働問題をテーマに講座を開催することで、労働問題に関する知識の習得や理解を深めることができた。				
事業の課題	・ 引き続き広報による働き方の見直し促進のための啓発活動が必要 ・ 広報宣伝により労働講座参加者の増加に努める。				
第3期の方向性	国や県が実施する各種啓発事業の周知を図る。				

計画書掲載頁	56	計画書項目	4- (3) -②	担当課等	産業振興課
事業名	求職者就職支援事業				
事業内容	・ 求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等を内容とした求職者カウンセリングを実施する。 ・ 女性専用相談日を年4回実施する。また、保育ボランティアの協力による保育を毎月1回実施する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ 求職者就職支援カウンセリングを月4回実施。内、女性専用相談日を年4回、保育を毎月1回実施している。				
事業の評価	・ 求職者に対してカウンセリングを行うことで、求職者の抱える課題解決につなげることができた。				
事業の課題	結婚や出産を機に退職する女性が多い中、子育て後に再び求職活動やキャリア形成を図りたい女性を支援するための取組が、引き続き必要				
第3期の方向性	「秦野市ふるさとハローワーク」において、求職者に対して職業相談、職業紹介等を実施するほか、求職者カウンセリングにおいて、女性専用相談日を設置し、求職者の円滑な就業を支援する。また、就労に関する各種相談会等の周知を図る。				

## 第4章 施策の展開

## 基本目標5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

<b>【総括】</b>
基本目標5の達成に向け、就学援助や学習支援等、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう取組を推進してきました。
また、母子・父子自立支援員の設置や自立相談支援の実施により、全ての子どもや保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制の整備を推進してきました。
引き続き、生きる力を育む教育環境や安心して過ごせる成育環境の整備のほか、保護者の自立に向けた環境整備や経済的支援を推進し、支援を必要とする、子ども・若者・家庭を守る体制づくりを推進します。

計画書掲載頁	57	計画書項目	5- (1)	担当課等	学校教育課
事業名	就学援助				
事業内容	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	・経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の必要な支援を行う。				
事業の評価	・援助により保護者の経済的負担を軽減した。 ・新小学1年生への新入学学用品費について、保護者が必要とする時期に速やかに助成できるよう、入学前支給を実施し、経済的負担の軽減を図ることができた。				
事業の課題	・各学校や施設と協力し、経済的支援が必要な世帯に制度の周知を行う。				
第3期の方向性	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。				

計画書掲載頁	57	計画書項目	5- (1)	担当課等	学校教育課
事業名	特別支援教育就学奨励費				
事業内容	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情をかんがみ、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情をかんがみ、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。				
事業の評価	・必要な支援を行い、経済的負担の軽減を図った。				
事業の課題	・各学校と協力し、円滑な支援を行う。				
第3期の方向性	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情をかんがみ、引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。				

計画書掲載頁	57	計画書項目	5- (1)	担当課等	教育指導課・生活保護課・こども政策課
事業名	学習支援事業				
事業内容	・生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学校1年生から高校3年生までを対象として、教員OB・OG、学生ボランティアの学習支援員による個別の学習指導や進路相談を行う。				
第2期計画の主な取組・経過	・令和5年度から教育指導課に事業を移管し、関係各課の連携を強化した。 ・生活困窮世帯及び生活保護世帯を対象にした学習支援を市内3会場で開催し、1対1による対面での講義を実施した。 ・学習支援参加初日には保護者が一緒に参加し、教室の様子を参観する機会を設けた。				
事業の評価	・参加者の学習習慣の定着、学力や意欲の向上支援を通じて、こどもの将来の自立を後押しし、貧困の連鎖防止を図ることができる。				
事業の課題	・学習習慣の定着のために、学習への必要性を感じる前から参加の声掛けを行う必要がある。 ・進学に係る費用について、早期から準備することが必要であることを子ども及び保護者に十分に説明する必要がある。				
第3期の方向性	・貧困の連鎖防止のため、引き続き対象となる家庭への声掛けを行い、進学希望者全員が進学できるよう、支援に努める。				

第4章「基本目標5」

計画書掲載頁	59	計画書項目	5- (2)	担当課等	こども政策課
事業名	母子・父子自立支援員の設置				
事業内容	・ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じる。				
第2期計画の 主な取組・経過	・ひとり親家庭における生活、子どもの養育相談及び生活自立の支援について、相談等を実施した。				
事業の評価	・母子・父子自立支援員を継続して配置し、相談や各種手当の申請、就業につなげるためのアドバイスを実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することができた。				
事業の課題	・相談内容が多岐に渡り、他部署との連携、調整が必要となる場合があり、1つの課だけで対応や解決ができないことがある。				
第3期の方向性	・引き続き、ひとり親家庭の早期自立を目指し、継続して支援していく。				

計画書掲載頁	59	計画書項目	5- (2)	担当課等	生活援護課・社会福祉協議会
事業名	自立相談支援事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」で相談者の状態に応じた包括的な相談支援を無料で実施する。</li> <li>・経済的困窮や就労に関する相談、子どもがいる世帯の養育、子の健康、環境の不安等の相談に対し、個別面談を実施する。</li> <li>・相談の中から、学習支援を必要かつ希望する子どもがいる場合は、生活援護課で行っている学習支援へつないでいる。</li> <li>・福祉教育担当職員を通じ、小中学校の教員向けに相談支援について周知する。</li> </ul>				
第2期計画の 主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会に生活困窮者に対する自立相談支援事業、家計改善支援事業及び就労準備支援事業等を委託して実施することで、相談支援体制の強化を図った。</li> <li>・交通費がない、又は、乳幼児がいるため、相談室に来所できない生活困窮世帯に対して、相談員が自宅を訪問し、面談や食料を届けるなどの支援を積極的に行った。必要に応じて、関係機関へのつなぎを行った。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援事業を実施するとともに、離職者に対しては、家賃相当分の住居確保給付金を支給しながら再就職に向けた就労支援を実施することができた。</li> <li>・相談員が自宅を訪問することにより、室内の保清や台所での調理の状況等を確認することができ、相談室での面談では見えてこない、新たな課題が把握することができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な課題により生活困窮に陥っている相談者が多く、引き続き、各関係機関と十分な連携を取りながら適切な支援につなげる必要がある。</li> <li>・自らが発信できなかつたり、困り感がないなど、潜在的ニーズが把握しきれないこと。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の支援に係る関係法令の改正等に適切に対応しながら、引き続き、生活に困窮する世帯への支援を実施する。</li> <li>・引き続き、自立に向けた相談支援を行うとともに、相談員のスキルアップを図る。</li> </ul>				

第4章「基本目標5」

計画書掲載頁	59	計画書項目	5- (2)	担当課等	社会福祉協議会
事業名	ハートフルサービス				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮世帯の負担軽減や育児不安の解消、児童虐待防止の一端として、要望のある世帯をホームヘルパーが訪問し、食事づくり、掃除、沐浴等の支援及び助言等を行う。</li> <li>世帯所得の状況等に応じて利用料を減免する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後1年未満の子どもがいる家庭であり、支援を必要としている家庭に、ホームヘルパーを派遣し、食事づくりや掃除、沐浴等の家事・育児支援を行った。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスを提供することにより体力的、精神的に養育者を支援することができた。また、利用に至らなかった場合も、登録しておくことが養育者の精神的な安定につながっている。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの安定的な提供体制を維持するための担い手の確保・育成</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、サービスを提供するとともに、サービス提供体制の強化を図る。</li> </ul>				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	児童扶養手当給付事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、世帯所得の状況等に応じて手当を支給する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に世帯所得の状況等に応じて手当を支給した。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と自立を促進することができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが減少する中で、ひとり親世帯数は横ばいであり割合は増えているため、ひとり親家庭がより自立しやすい支援を行う必要がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き手当を支給することにより経済的な負担の軽減を図り、生活の安定と自立を促進していく。</li> </ul>				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	養育者支援金給付事業				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>父又は母に養育されていない子どもを養育している養育者が、公的年金を受給しているために、児童扶養手当を受給できない場合に支援金を支給する。</li> </ul>				
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当を受給できない養育者家庭（主に年金受給中の祖父母が父母に養育されていない孫を養育している家庭）に支援金を支給した。</li> </ul>				
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と自立を促進することができた。</li> </ul>				
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内でも実施している市町村は少なく秦野市独自の制度であるため、制度の認知度が児童扶養手当と比較して低いという問題がある。</li> </ul>				
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援金を支給することにより経済的な負担の軽減を図り、生活の安定と自立を促進していく。</li> </ul>				

第4章「基本目標5」

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付制度				
事業内容	・ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている修学資金等各種資金の貸付制度の相談や申請を支援する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ひとり親家庭等が利用できる貸付制度を適切に情報提供し、申請を支援した。				
事業の評価	・ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図ることができた。				
事業の課題	・子育てで家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施しているが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合がある。				
第3期の方向性	・引き続き、ひとり親家庭等が利用できる貸付制度を適切に情報提供し、申請を支援する。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業				
事業内容	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、子ども及び母（父）の入院・通院にかかる保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ひとり親家庭等の通院費及び入院費の自己負担分を助成した。				
事業の評価	・ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、児童の健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることができた。				
事業の課題	・こどもが減少する中で、ひとり親世帯数は横ばいであり割合は増えているため、ひとり親家庭がより自立しやすい支援を行う必要がある。				
第3期の方向性	・引き続きひとり親家庭の通院費及び入院費の自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減を図り、生活の安定と自立を促進していく。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	上下水道料金等の減免				
事業内容	・ひとり親家庭等の水道料金及び公共下水道使用料の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免する。				
第2期計画の主な取組・経過	・ひとり親家庭等の上下水道料金の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免した。				
事業の評価	・ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ることができた。				
事業の課題	・減免するためには申請が必要であるため、制度の周知を徹底する必要がある。				
第3期の方向性	・引き続き上下水道料金を減免し、経済的な負担の軽減を図る。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども家庭支援課
事業名	未熟児養育医療費助成事業				
事業内容	・出生時の体重が2,000g以下又は生活力の虚弱な乳児が指定医療機関に入院した時の費用を給付する。				
第2期計画の主な取組・経過	・未熟児に対する入院費用を給付し、経済的負担の軽減を図ってきた。				
事業の評価	・未熟児を養育する家庭の経済的負担及び手続上の負担を軽減できた。				
事業の課題	・給付件数は出生数に関係しないため、今後とも滞りなく、医療費の給付を適切に行う必要がある。				
第3期の方向性	・今後においても、妊娠届出時やおめでた家族教室、個別支援等の機会を利用し、妊娠中の健康管理について普及啓発の充実を図っていく。				

第4章「基本目標5」

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	保育こども園課
事業名	認定こども園、保育所等の保育料の減免				
事業内容	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。				
第2期計画の主な取組・経過	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免した。				
事業の評価	・世帯状況や所得水準に基づき、適正な保育料算定を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減することができた。				
事業の課題	・世帯所得に基づき減免を行っているため、前年度は十分な収入があったが、様々な理由で現に収入が減少し、生活に困窮している世帯を支援することが難しい。				
第3期の方向性	・引き続き、幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	保育こども園課・学校教育課
事業名	認定こども園、幼稚園、保育所等の給食費等の減免等				
事業内容	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。				
第2期計画の主な取組・経過	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付した。				
事業の評価	・一定の所得以下の世帯や多子世帯を対象に給食費の減免又は助成を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減することができた。				
事業の課題	・世帯所得に基づき減免等を行っているため、前年度は十分な収入があったが、様々な理由で現に収入が減少し、生活に困窮している世帯を支援することが難しい。				
第3期の方向性	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。 ・各施設と協力しながら、支援が必要な園児の保護者へ、制度の周知等を行う。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業				
事業内容	・ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を世帯所得の状況等に応じて助成する。				
第2期計画の主な取組・経過	・令和2年度に1か月当たりの助成上限額を1万円と定め、利用料の半額を助成した。				
事業の評価	・住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に属する利用者に対し、利用料の半額を助成することで、経済的負担を軽減した。 ・制度利用者の多くがひとり親家庭であり、制度を利用しながら就労し、課税世帯となり対象を外れていく利用者が一定数おり、自立した生活への一助となっている。				
事業の課題	・ファミリー・サポート・センター利用者に対して制度の周知を行っているが、経済的な理由からファミリー・サポート・センターそのものを利用していない人への周知方法を検討する。				
第3期の方向性	・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き世帯所得の状況に投じて利用料の一部を助成する。				

第4章「基本目標5」

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	保育こども園課
事業名	病後児保育事業利用料の免除				
事業内容	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。				
第2期計画の 主な取組・経過	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除した。				
事業の評価	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除し、子育て家庭の経済的負担を軽減することができた。				
事業の課題	・世帯所得に基づき免除を行っているため、前年度は十分な収入があったが、様々な理由で現に収入が減少し、生活に困窮している世帯を支援することが難しい。				
第3期の方向性	・引き続き、病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども育成課
事業名	児童ホーム利用料の減免				
事業内容	・市立児童ホームの利用料を世帯所得の状況等に応じて減免する。				
第2期計画の 主な取組・経過	・子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて、児童ホーム利用料の減免制度が活用できるよう周知した。				
事業の評価	・制度の周知により、減免対象者から申請の手続がされている。				
事業の課題	・ひとり親家庭等の減免がないことにより、子育て家庭の経済的負担が生じている。				
第3期の方向性	・引き続き、減免制度の周知を図っていくとともに、ひとり親家庭等の減免を検討していく。				

計画書掲載頁	61	計画書項目	5- (4)	担当課等	こども政策課
事業名	寡婦（夫）控除等のみなし適用				
事業内容	・税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対し、世帯所得等に応じて負担額及び給付額を決定している場合に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。				
実施状況	・地方税法の一部改正により、ひとり親に対する所得控除等が見直され、未婚のひとり親が地方税法上のひとり親控除の対象とされたことに伴い、市独自の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」の制度が不要となったため、令和3年度をもって対象となっている31事業の適用を終了した。				

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画書掲載頁	64	計画書項目	2- (1)		担当課等	保育こども園課	
事業名	教育・保育の量の確保						
事業内容	・教育・保育の場の提供と量の確保を図る。						
計画値	認定区分	見込・確保量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号認定 3～5歳	見込量(人)	1,620	1,524	1,433	1,095	1,056
		確保量(人)	1,902	1,902	1,902	1,490	1,490
	2号認定 3～5歳	見込量(人)	1,568	1,575	1,544	1,479	1,479
		確保量(人)	1,476	1,476	1,484	1,503	1,503
	3号認定 0歳	見込量(人)	130	136	141	146	144
		確保量(人)	253	253	253	265	265
	3号認定 1～2歳	見込量(人)	862	861	873	886	895
		確保量(人)	834	843	850	849	849
	実績値	認定区分	見込・確保量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定 3～5歳		見込量(人)	1,490	1,336	1,218	1,105	
		確保量(人)	2,212	1,552	1,490	1,490	
2号認定 3～5歳		見込量(人)	1,591	1,556	1,505	1,471	
		確保量(人)	1,476	1,467	1,503	1,483	
3号認定 0歳		見込量(人)	119	120	132	102	
		確保量(人)	253	260	265	259	
3号認定 1～2歳		見込量(人)	886	810	825	896	
		確保量(人)	834	835	849	844	
※ 見込量とは申込者数(1号認定は利用者数)、確保量とは定員数のこと							
※2 数値は各年度4月1日時点							
第2期計画の 主な取組・経過	・令和4年度には、定員60名の新規民間保育所を開園し、必要な量を確保した						
事業の評価	・令和4年度から3年連続で待機児童0名を達成するなど、教育・保育の確保が図られた。						
事業の課題	・少子化が進む一方、国が「こどもまんなかな社会」の実現に向け、様々な施策を実施する中で、教育・保育の必要量が不透明である。 ・保育士不足により、定員減を要望する保育所等が増えている。						
第3期の方向性	・教育・保育の保育量を確保するために必要な保育士の確保を図る。						

計画書掲載頁	65	計画書項目	2- (2)		担当課等	保育こども園課・教育総務課	
事業名	教育・保育の質の向上						
事業内容	教育・保育の質の向上に努める。						
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上を図るため、研修情報の提供に努めるほか、市独自の研修事業も実施した。</li> <li>・「公立幼児教育・保育施設のあり方に関する基本方針」及び「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」を策定した。</li> <li>・幼保連絡協議会を中心とした庁内関係各課との連携強化等に取り組み、幼児教育の質の向上に向けた公私・園種を超えた環境体制づくりを行った。</li> <li>・計画の実現に向け、委員会等を組織し、「園小接続カリキュラム」の研究を進めるとともに、乳幼児教育センター機能をはだのE-L a b内に創設するための体制の構築を図った。</li> <li>・ほりかわ幼稚園のこども園化に係る運営法人を決定するとともに、令和6年度の園舎改修工事に向け、ほりかわ幼稚園の園機能を堀川小学校内に移転した。</li> </ul>						
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育所を含めた研修や意見交換会を令和5年度より定期的実施し、保育の質の向上に向けた取組を実施することができた。</li> <li>・乳幼児教育センター機能の創設には1年の遅れが生じたが、大きな支障なく、創設することができた。</li> <li>・ほりかわ幼稚園のこども園化に向けて着実に取組を推進することができた。</li> </ul>						
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士不足による保育の質の低下が課題</li> <li>・計画の着実な推進を図るため、教育部・こども健康部がより密接に連携を図りながら、私立園との協力体制をさらに深めていく必要がある。</li> </ul>						
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保育の質の向上に向けた取組を推進する。</li> <li>・「園小接続カリキュラム」を大学等の教育研究機関と連携し、発達心理学の視点も加えて教育委員会版として深化させる。</li> <li>・令和6年度から運営を開始した乳幼児教育センターにおいて、市内全ての公立園・私立園の教員を対象とした研修協議等を行う。</li> <li>・センターの設置に伴い公私を超えた乳幼児期の支援体制の確立を目指す。</li> <li>・ほりかわ幼稚園のこども園化について、円滑な園運営に向けた移行を進め、安定化を図っていく。</li> </ul>						

計画書掲載頁	65	計画書項目	2- (3)		担当課等	保育こども園課	
事業名	教育・保育の無償化の円滑な実施について						
事業内容	教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう努める。						
第2期計画の主な取組・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度に基づき、利用料の無償化に対応した減免や給付を行った。</li> <li>・保護者が施設・事業を選択する時に役立つよう施設や給付方法について十分な情報提供を行った。</li> </ul>						
事業の評価	適切な減免・給付を行うことができた。						
事業の課題	制度改正等に適切に対応していく。						
第3期の方向性	引き続き、無償化に対応した減免や給付を行っていく。						

計画書掲載頁	66	計画書項目	3- (1)		担当課等	保育こども園課	
事業名	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。</li> <li>・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。</li> </ul>						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	箇所	1	1	1	1	1
	確保量	箇所	1	1	1	1	1
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	箇所	1	1	1	1	
	確保量	箇所	1	1	1	1	
第2期計画の主な取組・経過	保育コンシェルジュ1人を配置した。						
事業の評価	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うことができた。						
事業の課題	様々なニーズに対応できるよう、窓口以外での出張相談の実施等について、検討する必要がある。						
第3期の方向性	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。						

計画書掲載頁	67	計画書項目	3- (2)		担当課等	こども政策課	
事業名	地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）						
事業内容	・就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	43,800	49,390	49,440	49,490	49,520
	確保量	箇所	8	9	9	9	9
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	16,061	24,607	28,162	28,768	
	確保量	箇所	8	10	10	10	
※ 単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）							
第2期計画の 主な取組・経過	・令和3年度から出張型のひろばを2か所開設し、計10か所で子育て支援センターを運営した。						
事業の評価	・新たに未開設の地域に開設することで、第2期計画の確保量を達成し、より多くの親子に身近な地域で支援することができた。 ・コロナ禍の状況においても感染対策に留意したうえで開室することで、交流、相談等ができる場を確保した。						
事業の課題	・より効果的に子育て支援センターを運営するため、開設場所及び運営方法について検証する。						
第3期の方向性	身近な地域で気軽に利用・相談できる場として各地域で子育て支援センターを開設することを基礎とし、利用者をはじめ、子育て世代のニーズを把握したうえで、開設場所及び運営方法の最適化を図る。						
計画書掲載頁	68	計画書項目	3- (3)		担当課等	こども家庭支援課	
事業名	妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）						
事業内容	・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回の健康診査について助成する。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	回	10,345	10,120	9,895	9,036	8,760
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	回	9,833	9,088	8,336	8,483	
第2期計画の 主な取組・経過	妊婦届出や転入者に、健診補助券の説明と共に母体と胎児の健康増進のために、受診の重要性を伝えて						
事業の評価	妊婦に対し、適切な受診につなげることができており、妊婦健康診査の受診が定着しているものと言える。						
事業の課題	出産に近づくにつれて、里帰り出産等で市外の医療機関等で受診するケースも多々あり、その際は本市の補助が行えないため、後日の償還払いで適切に対応しているが、これらの手続は煩雑になることから、引き続き、丁寧な説明を行う必要がある。						
第3期の方向性	妊婦届出時、妊婦の転入時、市ホームページ等で、費用助成の紹介とともに受診の必要性を伝えていく						

計画書掲載頁	69	計画書項目	3- (4)		担当課等	こども家庭支援課	
事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）						
事業内容	・生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	923	899	878	753	730
	実施体制	人	40	40	40	40	40
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	811	751	708	682	
	実施体制	人	40	38	35	35	
第2期計画の主な取組・経過	・感染症対策をとりながら計画どおり事業を推進し、訪問を希望しない家庭の場合も電話で相談を受けたり、健康診査の機会に対応するなどの支援を実施した。 また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問するこんには赤ちゃん訪問員に対して実施していた研修会はコロナ禍で一時中断していたが、対応のコツなどを文書で配付するなど情報提供に努めた。						
事業の評価	・対象家庭の全数把握ができており、必要な支援につなげている。訪問員への研修や情報交換を行う必要がある。						
事業の課題	・訪問を希望しない家庭がある。 ・子育て支援サービスの多様化に対応する訪問員の負担が増える可能性がある。						
第3期の方向性	・妊娠・出産の届出をする機会や市ホームページ等で事業紹介を継続するとともに、出産後の訪問案内の電話連絡においても事業内容の案内を充実させる。 ・乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問するこんには赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修会の充実を図る。						
計画書掲載頁	70	計画書項目	3- (5)		担当課等	こども家庭支援課	
事業名	養育支援訪問事業						
事業内容	・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行う。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	40	40	40	40	40
	実施体制	人	6	6	6	6	6
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	50	58	84	97	
	実施体制	人	6	6	6	6	
第2期計画の主な取組・経過	・継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し、指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するよう努めた。						
事業の評価	・支援が必要な家庭を訪問し、家庭の状況に合わせたより適切な養育の確保ができた。 ・支援の必要性があるが、サービスの利用を希望しない家庭がある。						
事業の課題	・計画どおり事業を推進したが、支援が必要と思われる対象家庭が訪問を希望しない場合がある。						
第3期の方向性	・専門的支援は妊娠期からのきめ細かな対応・事業内容の説明により、支援が必要な家庭が支援を受けやすい体制を整備する。訪問による支援目標を関係機関と確認し、必要時の情報共有をしながら実施していく。 ・育児家事支援は、令和6年度から新設される子育て世帯訪問支援事業で実施していく。						

計画書掲載頁	71	計画書項目	3- (6)		担当課等	こども政策課	
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）						
事業内容	・保護者の疾病等の理由で、平日の夜間や休日に家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において緊急一時的に必要な保護を行う（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	357	343	328	316	305
	確保量	人日	90	365	365	0	365
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	0	0	0	0	
	確保量	人日	0	0	0	0	
※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日							
第2期計画の主な取組・経過	第2期計画から確保量を設定し、実施市町村や近隣児童養護施設への視察を行うなど実施に向けた本格的な検討を行ってきた。しかし、実施するには様々な課題があり、現状実施には至っていない。						
事業の評価	一定のニーズがあるものの、実施に向けては様々な課題があり、実施に至っておらず、計画の確保量を充足することができていない。						
事業の課題	近隣市町の児童養護施設での実施を検討したが、利用の有無に関わらず委託料が発生すること、市内ではない立地での利用ニーズが不明、委託事業者による送迎ができない等の課題がある。						
第3期の方向性	一定のニーズがあることから、引き続き、近隣施設での実施の検討に併せ、令和3年度から委託が可能となった里親等でのショートステイの実施可能性について、検討を進める						

計画書掲載頁	72	計画書項目	3- (7)		担当課等	こども政策課	
事業名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）						
事業内容	・子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う（生後3か月以上～小学校6年生まで）。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	8,684	8,634	8,640	8,056	7,797
	確保量	人日	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	3,434	4,886	4,967	6,070	
	確保量	人日	9,000	9,000	9,000	9,000	
※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日							
第2期計画の主な取組・経過	・保育園や児童ホームへの送迎、その前後の預かり等、既存の保育サービスだけでは不足する部分を補い、子育てを支援した。 ・支援会員の新規登録に必要な「支援会員研修会」を年2回ずつ開催し、周知方法の工夫をしながら支援会員の増加に努めた。						
事業の評価	・子育ての援助活動を行ったことにより、子育ての負担軽減を図った。						
事業の課題	・新型感染症の拡大により、依頼件数が令和2年度に大幅に減少したが、令和3年度以降は増加しており、援助の依頼に対応できる支援会員数を増やす必要がある。						
第3期の方向性	・多様な保育ニーズに対応するため、引き続き相互援助活動を実施する。						

計画書掲載頁	73	計画書項目	3- (8) -①	担当課等	保育こども園課・教育総務課		
事業名	一時預かり事業（幼稚園一時預かり事業）						
事業内容	・認定こども園及び幼稚園において、在園児を対象に正規の教育時間終了後や長期休業中等に、園児を保育する。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	18,027	16,786	15,523	14,945	14,688
	確保量	人日	68,040	67,760	67,760	67,960	67,960
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	2,395	15,552	16,306	18,408	
	確保量	人日	29,200	67,920	71,640	72,500	
※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日							
第2期計画の主な取組・経過	・市内公立認定こども園、民間認定こども園及び公立幼稚園において事業を実施し、子育て支援に努めた。						
事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に就労する世帯の児童も預かっており、保育所を代替する役割を担った。</li> <li>・保護者の保育負担を軽減するための利用と合わせ、就労、妊娠、疾病等で預かり保育の必要が認められた方は、利用料の一部を無償化していることもあり、共働きの子育て世帯等を支える社会的基盤の一つとして、貢献できている。</li> <li>・保育の必要性がある児童に対して教育時間前後や長期休業中等に保育を実施したほか、リフレッシュによる利用を促進することができた。</li> </ul>						
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要なお子さんの利用が増えていることで個別対応を求められることも多く、職員の負担が大きくなっている。</li> <li>・新2号の認定を受けていないと利用できない等の誤った認識をしている保護者がいるため、制度の正しい普及が改めて求められている。</li> <li>・支援が必要な幼児の利用が増えていることで個別対応を求められることも多く、職員配置や運営方法について見直しが必要である。</li> </ul>						
第3期の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園の園児の保護者の子育てを支援するため、引き続き全園で一時預かり事業を実施する。</li> <li>・正しい情報の周知や新2号認定制度利用の促進等、園を中心に周知方法等の見直しを行っていく。</li> <li>・支援が必要なお子さんへの対応やそれに関わる職員の負担軽減について検討していく。</li> <li>・引き続き保育の必要性がある児童のほか、リフレッシュによる利用も受け入れ、全ての保護者の子育て支援に努める。</li> </ul>						

計画書掲載頁	74	計画書項目	3- (8) -②	担当課等	保育こども園課		
事業名	一時預かり事業（保育所等一時預かり事業）						
事業内容	・認定こども園及び保育所において、一時的に保育が必要となった就学前の子どもを保育する。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	7,806	7,806	7,806	7,806	7,806
	確保量	人日	7,806	7,806	7,806	7,806	7,806
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	2,624	4,109	4,243	4,078	
	確保量	人日	7,806	7,806	7,806	7,806	
※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日							
第2期計画の主な取組・経過	・保護者の一時的な疾病、出産、介護等の多様な保育需要に対応するために、受入れを実施した。						
事業の評価	・令和5年度から電子申請による予約を受け付ける等、利用者の利便性向上を図ることができた。						
事業の課題	・多様化する保育需要に伴って増加する利用者への対応						
第3期の方向性	・引き続き保育の必要性がある児童のほか、リフレッシュによる利用も受入れ、全ての保護者の子育て支援に努める。						

計画書掲載頁	75	計画書項目	3- (9)		担当課等	保育こども園課	
事業名	延長保育事業						
事業内容	・認定こども園及び保育所等において、正規の保育時間を超えて保育を行う。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800
	実施施設	箇所	32	32	32	32	32
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	17,667	18,753	16,104	13,041	
	実施施設	箇所	32	32	34	32	
※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）							
第2期計画の 主な取組・経過	・市内全ての認可保育施設で事業を実施した。						
事業の評価	・就労する保護者の残業や遠方への通勤等にも対応する保育を実施し、子育ての負担感を減らすことができた。						
事業の課題	・多様化する保育需要への対応						
第3期の方向性	・多様化する保育需要に対応していくため、延長保育実施園に対する支援を継続する。						

計画書掲載頁	76	計画書項目	3- (10)		担当課等	保育こども園課	
事業名	病児・病後児保育事業						
事業内容	・病気又は病気の回復期にある子どもを、自宅で保育することが困難な場合に、病院、保育所等において、保育士及び看護師が一時的に保育する。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	144	163	184	208	235
	確保量	人日	729	729	729	732	729
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人日	3	45	35	65	
	確保量	人日	729	723	729	729	
※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日							
第2期計画の 主な取組・経過	・ひろはたこども園内のおひさまルーム（定員3人）において、病気の回復期にある生後4か月から小学3年生までの児童の保育を行った。						
事業の評価	・児童が病気の回復期にあつて、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、専用の保育室で一時的に預かることにより、児童の早期回復を図るとともに、保護者の子育てと就労等の両立を支援した。						
事業の課題	・コロナ禍以降、利用者は減少しているが、児童が体調不良の際に保護者が休みを取りやすい環境が以前より整いつつあることが考えられる。目的の達成状況等を評価したうえ、今後の実施方法等について検討するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知を図る。						
第3期の方向性	・多様化する保育需要を把握し、病児保育事業の実施について検討を行う。						

計画書掲載頁	77	計画書項目	3- (11)		担当課等	こども育成課	
事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）						
事業内容	・保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。						
計画値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	1,550	1,607	1,695	1,622	1,637
	1年生	人	413	451	497	447	459
	2年生	人	413	400	437	430	418
	3年生	人	336	351	340	349	343
	4年生	人	228	236	246	233	245
	5年生	人	110	114	118	113	116
	6年生	人	50	55	57	50	56
	定員数	人	1,455	1,455	1,455	1,699	1,699
	実施場所	箇所	45	45	45	51	51
うち一体型	箇所	1	1	4	-	-	
実績値	見込・確保量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込量	人	1,486	1,558	1,528	1,644	
	1年生	人	437	482	465	443	
	2年生	人	416	420	438	413	
	3年生	人	337	329	331	370	
	4年生	人	244	248	222	273	
	5年生	人	33	47	46	108	
	6年生	人	19	32	26	37	
	定員数	人	1,404	1,560	1,628	1,651	
	実施場所	箇所	45	46	49	48	
うち一体型	箇所	1	1	0	0		
※1 民間学童保育を含む ※2 「うち一体型」とは児童ホームと放課後子ども教室を一体で実施する箇所数							
第2期計画の主な取組・経過	・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生（4年生まで）を対象に、放課後の遊びや生活の場等を提供した。 ・対象年齢拡大に伴い、試行的に末広小学校で小学6年生までの受入れを行った。						
事業の評価	・待機児童を出すことなく、放課後の居場所づくりの推進に努めた。						
事業の課題	・対象年齢拡大に伴い、支援員の役割が大きくなることから、専門的な分野だけではなく職員としての質の向上を図るための人材育成が必要となる。						
第3期の方向性	・引き続き、待機児童を出すことなく、支援員の確保や支援員の質の向上を図る。						

計画書掲載頁	78	計画書項目	3- (12)		担当課等	保育こども園課	
事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業						
事業内容	・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する年収360万円未満相当の世帯又は第3子以降の子どもの副食費を助成する。						
第2期計画の主な取組・経過	・対象世帯へ副食費相当額を助成した。 ・令和2年度42名、令和3年度32名、令和4年度24名、令和5年度20名						
事業の評価	・副食費相当額を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。						
事業の課題	・年度途中に入園した保護者に対して、申請漏れがないよう周知を徹底していく。						
第3期の方向性	・引き続き、対象世帯へ副食費相当額を助成する。						

「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」の  
事前総括報告書

令和6年7月  
編集・発行

秦野市こども健康部こども政策課 電話0463-86-3460  
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2  
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>